

津軽藩の郷帳について

——宝永八年朱印改時の郷帳を中心として——

浅倉有子

はじめに

津軽藩の、三度の国絵図付属の郷帳¹、及び朱印改時に提出された各郷帳の分析を通じて、幕藩体制下における郷帳を、藩政の側からとらえることが、本稿の目的である。

近年、織豊政権、及び幕藩体制における国郡制的支配原理が強調されるに伴い、郷帳に関する研究も飛躍的な進展をみせている。しかしながら、その成果は、天正十九年豊臣秀次によって徴収された御前帳²、及び慶長期に集中している観があり、正保郷帳以降の国絵図付属の郷帳、及び朱印改時の郷帳についての具体的な検討は、ほとんど行なわれていないのが現状である³。従って、個別藩制史の側からの論及も乏しいと言える⁴。

ところで、本稿の分析対象とする津軽藩の藩政史研究においては、同藩の正保・寛文・貞享の三郷帳は、実際の村高を書き上げたもの、もしくは「当時の津軽藩の裏高」を示すもの⁵、また、領内新検の途中経過を示すものとしてとらえられてきた⁶。例えば、貞享検地帳は、寛文十一年から天和元年にかけて実施された検地（＝天和の新検）の成果と理解され

ている⁸。

以上の諸課題を前提として、本稿では、津軽藩の各郷帳の個別・具体的な分析を行なう。I章では、正保・宝永の各郷帳の特質を明らかにし、その内でも、津軽藩の領知高確定において大きな意味をもつ宝永郷帳に重点を置き、同帳の意義を検討する。II章では、天保期の二郷帳をとりあげ、その特質・作成過程、宝永郷帳との関連について考察する。また、I・II章を通して、津軽藩藩政史研究における前述の位置づけが妥当であるのか否か、もしそこに何らかの「操作」が加わっているなら、その「操作」の実体はいかなるものかを、明らかにしていきたいと考える。

I 正保・宝永の郷帳

一、正保・元禄郷帳

① 正保郷帳

本節では、正保・元禄時の国絵図に付して提出された二郷帳を分析する。

津軽藩の表高決定過程については必ずしも明確にされていないが、文禄元年迄には、領知高は四万五千石と決定されており、翌二年秀吉によって津軽三郡と合浦一円の安堵状が与えられたとされている¹⁰。その後、関ヶ原役の功によって、慶長六年に上野国で二千石が加増され、表高は四万七千石に上昇した¹¹。

正保の郷帳は、周知のように、正保二年、国絵図に付属して幕府に提出されたものである。津軽郡の正保郷帳は、以下のような体裁をとって書き上げられている。

平賀郡

高百三拾四石三斗七升

碓ヶ関村

浄書ニハ田方百貳拾五石四斗トアリ

廻山有

高百七拾六石

唐牛村

内百六拾三石六斗八升

廻山有

拾貳石三斗貳升

畑方

高百拾六石六斗八升

長峰村

内百八石六斗貳升

田方

廻山有

八石壹斗八升

畑方

(中略)

平賀郡

高合巻万九千貳百六拾五石六升

同平賀郡新田

高八百七拾七石七斗壹升

津軽野村

高五百五拾貳石九斗

下湯口村

高百貳拾壹石三斗五升

向外瀬村

(中略)

平賀郡

新田高合巻万五千六百三拾三石九斗四升

田舎郡

高七百七拾九石貳斗五升

田舎館村

内七百貳拾七石三斗五升

田方

七拾壹石九斗

畑方

高貳百七拾七石九斗

垂柳村

内貳百五拾貳石八斗八升

田方

貳拾五石五斗貳升

畑方

(中略)

田舎郡

高合巻万千三百七拾六石五斗七升

同田舎郡新田

高貳百四拾壹石四斗八升

大根子村

高三百九拾壹石六斗六升

飛内村

(中略)

田舎郡

新田高合壹万八千四百壹石七斗

鼻和郡

高百貳拾七石壹斗七升

村市村

内百拾七石三斗

田方

廻山有

九石八斗七升

畑方

高三百拾六石五斗六升

田代村

内貳百九拾貳石六升

田方

貳拾四石五斗

畑方

(中略)

鼻和郡

高合壹万四千三百五拾八石三斗七升

同鼻和郡新田

高百四拾三石五斗五升

葛原村

高貳百九拾三石九斗四升

門前村

(中略)

鼻和郡

新田高合七千九百七拾貳石八斗九升

三郡

村数百三拾四ヶ村

高惣合四万五千石

四万千六百六拾石四斗四升

田方

三千八百三拾九石五斗六升

畑方

外二

新田村貳百貳ヶ村

五万七千四百六拾八石八斗

新田

内壹万五千四百六拾石貳斗六升

本村之門

正保貳年十二月廿八日¹²⁾

以上のように、正保郷帳においては、津軽郡三庄(平賀・鼻和・田舎庄)¹³⁾を一庄ずつ、古田分と新田分に分けている。その内で、一村切に村名、村高、田畑の内訳、山・芝・松山の有無、水損所・干損所等が書き上げられ、各庄の古田・新田分の合計石高が算出されている。¹⁴⁾その上で、最後に、三庄の古田分総高・同村数、及び総新田高・同村数を記すという体裁をとっている。

三庄の古田分の合計石高四万五千石(村数百三拾四ヶ村)は、上野国¹⁵⁾の二千石分を差し引いた津軽藩の表高と合致する。それに総新田高五万七千四百六十八石八斗を加えた、十万二千四百六十八石余(村数三百三十六ヶ村)が、津軽郡一郡の総石高(≡上野領を除いた津軽藩の拝領高)となるわけである。ところで、新田高のうち、一万五千四百六十石二斗六升は、三郡の新田村分として書き上げたもの以外に計上した、「本村之門」の切添新田高である。即ち、「本村」≡古田分の新田高のことであり、この分は、一村毎に書き上げることなしに合計石高のみが記載されている。つまり、本村分の新田高を別に計上するという形をとって、本村分

の合計石高を、津軽郡の領知高四万五千石に合致させていることが明らかである。従って、正保郷帳の本村（古村）分の各村高は、実際より過少に表示されたものと言えよう。

② 元禄郷帳

次に、正保郷帳と同様に、元禄十四年、国絵図に付して幕府に提出された元禄郷帳を検討しよう。

始めに、同郷帳は、以下のように記載されている。

津軽郡

- 一、高百三拾四石三斗七升 碓関村
- 一、同四百五拾貳石貳斗三升 古懸村
- 一、同百七拾六石 唐牛村
- 一、同百拾六石八斗 長峰村
- 一、同百拾壹石六斗三升 築屋村
- (中略)
- 一、高八拾三石六斗壹升 小泊村
- 高都合

拾万三千九拾七石壹斗五升

村数三百三拾六ヶ村

元禄十四年 己年十一月

津軽越中守¹⁵

右のように、元禄郷帳は、正保郷帳のような詳細な記載方式をとっておらず、一村毎に村名と村高が記されているだけである。（村の書き上

げ順は、正保郷帳と一致しない。）従って、一庄ごとの古田・新田分の各合計高は不明であり、津軽郡内の拝領高も明確に表示されていない。¹⁷

しかし、村名・村数は、正保郷帳と全く一致する。¹⁸ 試みに正保郷帳の古村・新田村の区分に一致する村名を以って、元禄郷帳の村高を集計したものが表2である。古田高については、田舎・鼻和の二庄は、正保時の合計高を上回っている。一方、新田高は各庄共にほぼ等しく、平賀・鼻和の二庄が正保時に一致し、田舎庄もわずかに四百七十石の差違にとどまる。また、正保・元禄両帳の総石高も、六百石余の差にとどまっている。以上のことは、正保郷帳において「本村之内」として別に計上されていた新田高が、元禄郷帳で各村高（恐らく本村分）に結ばれた結果、と考えるのが妥当であろう。

また、正保郷帳より総高（村数は一致）が六百二十八石三斗五升相違することは、以下の史料によって説明しうる。

- 一、津軽越中守最初之知行高四万七千石之内陸奥国津軽郡ニ而四万五千石、上野国新田領ニ而貳千石拝領仕候処、奥州ニ而高三千石、上州ニ而高貳千石、都合五千石明暦二年津軽十郎左衛門分知仕候、十郎左衛門并嫡子左京病死仕、左京嫡子采女ニ四千石、次男伊織ニ千石分知仕候、此千石之内五百石ハ奥州、五百石ハ上州ニ而分知仕候、其後伊織病死仕、右千石之領知公儀ニ差上候処、奥州之内五百石物成上納之儀者、越中守方も取立奥州御代官江相渡可申旨被仰付、其通ニ仕上納致候、津軽采女江分知之上州之知行所千五百石元禄十一戊寅年被召上、為御替地奥州之内右伊織上知五百石之所ヲ千百貳拾八石三斗五升之石高ニ而

被下之候付、古郷帳分六百貳拾八石三斗五升石高相増申候事、¹⁵⁾

右の史料は、次のようにまとめられる。

①津軽越中守の知行高は、津軽郡四万五千石、上野国勢多郡の内二千石、合わせて四万七千石であった。

②明暦二年、津軽十郎左衛門に津軽郡の内三千石、勢多郡の内二千石、合計五千石を分知した。²⁰⁾

③十郎左衛門・同嫡子左京が死亡したので、左京の嫡子采女に四千石（津軽郡二千五百石、勢多郡千五百石）、同次男伊織へ千石（津軽・勢多両郡で五百石宛）を分知した。

④伊織が死亡したので、その領地千石は公儀へ差し上げ、津軽郡五百石分の物成は越中守より奥州代官へ渡していた。

⑤元禄十一年、采女領の勢多郡千五百石が上知され、その替地として津軽郡の伊織上知分五百石が千百二十八石三斗五升の石高で返却された。

故に、古郷帳の高に六百二十八石三斗五升の石高を加え、書き上げることにする。

なお、「相残而三百七拾石余者、奥州伊達郡之内秋山村にて御替地被仰付候」と、采女知行分の千百二十八石余の残り三百七十石余は、陸奥国伊達郡の秋山村が替地として与えられた。

即ち、元禄郷帳は、「古郷帳」＝正保郷帳を元とし、それに六百二十八石三斗五升を加え作成されたことが、明らかである。要するに、元禄郷帳は、正保郷帳を元とし、それに六百二十八石三斗五升を加え、また、正保郷帳の「本村之内」の新田高を各村の高に結んで書き上げたものとして理解できよう。

二、寛文・貞享の郷帳

正保・元禄の二郷帳の間に、朱印改の節幕府に提出した郷帳が、寛文四年と貞享元年に作成された。そのうち前者は、本高四万七千石（津軽郡四万五千石、勢多郡二千石、村数百三十九ヶ村）、新田高十一万三千二百九十七石七斗（津軽郡十萬九千八百四十九石八斗、勢多郡四百七十九石九斗、村数二百八ヶ村）、総計十五万七千三百二十九石七斗（三百四十七ヶ村）と書き上げられた。²³⁾一方後者は、本高四万七千石（内訳同前）、新田高として十一万三千二百二十九石七斗（内訳同前）と「寛文四年御改以後之新田」八万六千九百七十七石三斗六升（百八十七ヶ村）、合計新田高十九万七千三百七十六升（三百九十五ヶ村）、総石高二十四万四千三百七十六升（五百三十九ヶ村）である。²³⁾つまり、寛文四年と貞享元年に書き上げられた郷帳は、後者に「寛文四年御改以後之新田高」が加わるものの、本高・その他の新田高・及び村数は全て等しく、また、表3の◎によって確認されるように、個別の村名・村高についても一致する。即ち、貞享の郷帳は、寛文の郷帳をもとに、それに寛文四年以降の新田分を末尾に加えて作成されていることが明らかである。

一方、寛文・貞享郷帳に、本高分（古田分）として記載されている村名・村高と、正保・元禄郷帳のそれとを対照させたのが、表3の①～④である。例えば、正保郷帳に田舎庄古田として記載されている②垂柳村は、寛文・貞享郷帳の古田分には記載されておらず、貞享郷帳に寛文四年以降の新田として書き上げられている。同様に同庄大釈迦村（⑩）は、正保郷帳では古田であるが、寛文・貞享郷帳には全く記載されていない。逆に、同庄高野村（①）は、寛文・貞享郷帳では古田に含ま

ているが、正保郷帳では田舎庄新田として記されている。鼻和庄以下においても同様の例がみられる。

即ち、本高・新田高・村数、とりわけ各庄の個別な村の構成において、正保・元禄郷帳と寛文・貞享郷帳は相違していることが、明らかである。言いかえれば、国絵図付属の郷帳と、朱印改時の郷帳は、かかる相違点を有していることが確認できる。

ところで、古田分のうち、正保・元禄郷帳と一致する村については、原則として正保郷帳の村高を踏襲していることが確かめられる。(表3の①・②)その場合には、表で明らかのように升の位を切り捨てた形がとられている。もっとも、田舎庄黒石村②や、田舎庄浪岡村⑩のように、数値の異なっている村も二十二ヶ村ある。しかし、村高の相違している村は、古村全体の一八・八%であり、寛文・貞享郷帳は、古田分については、原則として正保郷帳の高(即ち、古村新田分を含まない高)を引きついでいると理解されよう。

三、宝永の郷帳

次に宝永八年の朱印改時の郷帳を分析する。

同帳には、勢多郡の代わりとして伊達郡秋山村三百七十一石六斗四升が、登場してくる。また、前述のように、伊織知行分の千石が上知されたことにより、表高が四万七千石から四万六千石に減少している。同様に津軽郡の采女知行分千二百二十八石三斗五升が、分知分の村の内三ヶ村の高に結ばれていることを確認できる。一方、新田高は、寛文・貞享郷帳の高に一致し(後述の村相互の組替操作分を除く)、郷帳の書式や、

村の書き上げ順もそれらに準じている。

さて、宝永八年の郷帳作成時の詳細について検討しよう。

同帳の作成にあたって問題となったのは、元禄の国絵図付属の郷帳と、貞享の朱印改時の郷帳との著しい相違である。即ち、

一、元禄十四年国絵図御改之節御出シ被成候郷村帳、本田・新田共石高拾万三千九拾七石余ニ御書出被遊候、貞享元年御朱印御改之節者、御本田之外新田拾九万六千石余ニ御書出シ被成、両度之郷村帳高過分ニ相違御座候、(中略)御高過分之相違ニ付奉伺由、隼人殿(大道寺・家老)江申上候処、則屋形様江被仰上候処、先年之御朱印御改之節之石高ニ此度御認可被差出由被仰出候旨、隼人殿被仰渡候付、左様仕候而ハ、国絵図御改之節之新田高・村数過分ニ減申候而有之候、御引合之節相違被成候、此段如何可被成哉之旨申上候得ハ、其後何とそ申取様も可有之候間、疾相考申候様被仰候、但、二月廿二日(宝永八年)申上候、

上記二帳の相違が甚だしいことから、藩主は貞享郷帳通りに書き上げる様に命じたものの、両帳の相違を合理的に説明することが、必要となってくる。両帳の相違は、具体的には、例えば、

貞享元年御朱印御改之節御書出シ不被遊候村数五拾六ヶ村、国絵図御改之節御書上被成、又御朱印御改之節御書上ケ被成候村々之内式百五拾四ヶ村、国絵御改之節御書出シ不被成候、(以下略)と、元禄度に書き上げられて貞享度に書き上げられなかった村が五十六ヶ村、また貞享度に書き上げられ、元禄度に書き上げられなかった村が二百五十四ヶ村あることによって示される。このことは、表3によって

その一部を確認しうる。(㊦欄に「寛・貞Ⅱ記載なし」と記した村がそれにあたる) また、前述のように、「国絵図(元禄)之節者、貞享元年之郷村帳御出シ不被遊、正保式年之国絵図御改之節之郷村帳ニ而相認³¹⁾」られたが、何故かかる方策がとられたのかは、結局藩の勘定方にも理解できず、宝永郷帳の担当者は、「貞享之郷村帳、元禄之郷村帳、両度共其時之以御了簡御認被差上候帳面と相見へ候³²⁾」と推測を加えるのみにとどまっている。

一方、幕府の意向は、「貞享元年被差出候通ニ御認可被成候、其己後新田高出来候ハ、右之末ニ御書記可被成候³³⁾」と、貞享郷帳をベースとし、その後の新田分を別に書き上げ、なおかつ「国絵図御改之節被差上置候郷村帳と村名・石高相違無之様ニ仕立可申³⁴⁾」と、貞享郷帳と元禄郷帳の記載の一致を要求している。

この意向に答えるため、津軽藩は苦慮し、両帳の不統一を解消する方策として、「国絵図御改之節御書出シ不被遊候式百五拾四ヶ村之内ニ而、高相応之村江村名書替、御引替、国絵図之村名ニ仕³⁵⁾」と、国絵図付属の郷帳の村名(Ⅱ国絵図記載の村名)を、貞享郷帳に優先させる形での村の組替操作を行なおうとする。即ち、村名不一致の村の内、元禄郷帳にみえて貞享郷帳にみえない村(史料上では五十六ヶ村)と、貞享郷帳にあって元禄度でない(同二百五十四ヶ村)村のうち高が前者に近い村を交換しようとするものである。それらの村名変更については、元禄八年の飢饉を経た後に行なわれた、とする説明が採られる。³⁶⁾

表4は、貞享・宝永両帳を対比し、村名が相違している村々を書き上げたものである。『御朱印御改ニ付御領知郷村帳覚書』では五十六ヶ村

とされていたが、実際には、五十四ヶ村を確認しえた。例えば②諏訪堂村(高二百七十三石四斗)と沢田村(同二百八十石)が組替えられた様に、各々の高が近似値を示す村どうしが交換されているのが確認できる(その際に、多少の高の相違が生じてもやむなしとされる)³⁷⁾ また、宝永郷帳で変更された各村の高は、全て元禄郷帳の村高に一致している。この点、組替の対象とならなかった村の高が、寛文・貞享郷帳と一致しているのと対照的である。

また、貞享郷帳と宝永郷帳の総新田高の差九百五十三石五斗四升は、表1及び表4から次のように確認できる。そのうち、田舎・鼻和・平賀三庄の新田分については、表4の貞享郷帳の①畠中村から⑦大清水村迄の村高の合計千五百六十六石一斗と、組替後の宝永郷帳の①下湯口村⑦大釈迦村の合計高千五百八十三石八斗一升の差が、十七石七斗となる。これは、表1の三庄の貞享・宝永郷帳の新田高の差に一致する。同じく、表1の寛文四年以降の新田高の差四百九十一石三斗五升は、表4の貞享郷帳

郷帳
⑧郷山前村⑤島田村の合計高と宝永郷帳の⑧下俵榑村⑤下中野村の合計高の差に等しい。従って、

表1の貞享郷帳新田総高ー宝永郷帳新田総高:

197,307石6升ー196,353石5斗2升=953石5斗4升 ㉑
津軽郡新田(三庄分)の内組移分(表4の「貞享郷帳①~⑦の村」ー「宝永郷帳①~⑦の村」) ㉒
1,566石1斗ー1,583石8斗1升=ー17石7斗1升 ㉓
寛文4年以降の新田の内組移分(表4の「貞享郷帳⑧~⑤の村」ー「宝永郷帳⑧~⑤の村」) ㉔
5,736石6斗6升ー5,251石9斗5升=484石7斗1升 ㉕
貞享郷帳記載の上米勢を郡新田分	479石9斗
①+②+③+④+⑤ ㉖
①+②+③	= 953石5斗4升
∴ ㉑ = ㉖	

と、両帳の新田高の差が、以上の組替操作と勢多郡新田の減少分によって生じていることが、確認された。

また、貞享・元禄の二帳が相違している理由としては、同様に元禄八年の飢饉が利用される。即ち、

一、右相違之儀（中略）此間色々相考見候へハ、外ニ何ニても申立ニ可仕品無御座候、十七年己前御領知大飢饉之儀世上隠レなき事ニ御座候、国絵図御改之節ハ飢饉間も無御座候間、其節荒地多、御書上之高程漸有之候得共、其以後右之荒地段々開発、今程者先年之御朱印御改之節之石高程ニ被成候由、被仰達候ハ、相済申儀御座候、（以下略）

と、世間周知の元禄八年の津軽領の大飢饉を名目とし、ために、元禄十四年の郷帳では総高が十四万石余減少した。しかし、その後の開発・起返しにより、現在では貞享元年の書き上げ程度に復興したと説明すれば、「相済」としている。「外ニ何ニても申立可仕品無御座」として、結局この案が採用され、その通り幕府に報告し、受け入れられた。

懸案の元禄・貞享両郷帳の統一は、以上のように、村の組替操作と、元禄八年の飢饉を名目とすることによってはたされた。すなわち、宝永郷帳は、貞享郷帳に元禄郷帳を融合させて書き上げられたもので、書式、及び組替村以外の村名・村高、書き上げ順は貞享郷帳に一致させつつも、元禄郷帳の規制を受け、同帳に記された村名・村高を組替操作によって組みこんで作成されたものである。言いかえれば、国絵図付属の郷帳は、朱印改時の郷帳にこのような規定性を与えたと理解することができよう。その後、享保二年から天明七年迄の郷帳は、全て宝永郷帳の内容と一

致しており、宝永郷帳の総高二十四万二千三百五十三石五斗二升（五百二十九カ村）が、津軽藩領の総石高として確立・固定されている。従って、宝永郷帳の高が、藩内損毛高の幕府への届出の基準として、或いは国役全賦課の際の賦課高として、実際に機能していくことになる。

ところで、各郷帳記載の村高と、検地高とは如何なる関係にあるのだろうか。表3の⑤は、貞享検地帳記載の高を記したものである。表によって明らかのように、各村の検地高は、各郷帳高の何れとも一致しない。試みに、表5において、検地高を一〇〇とした時の、各村の郷帳高を示したが、同一の郷帳であってもその指数は大きく相違しており、一定の傾向を見出すことはできない。従って、各検地高と郷帳高の相違の具体的事由を明らかにするためには、各々の村方史料によって、個別に検討していく必要がある。しかし、本稿では、村レベルで検討するだけの用意がないので、今後の課題として、以上の諸点を指摘しておくにとどめたい。

II 天保期の郷帳

一、天保五年の郷帳

従来、表高四万六千石であった津軽藩は、蝦夷地警衛の功によって、文化年間に二度にわたって名目のみの高直しを受け、表高は十万石に上昇した。

天保五年の国絵図付属の郷帳は、文化五年の高直し以後、始めて書き上げられたものである。ここでは、天保期の二つの郷帳を検討すること

によって、主として、その表高の変化に、郷帳が如何に対応しているか、ということを見ていきたい。

さて、次の史料は、天保五年の郷帳の高が、如何に決定されていたかを示している。長文となるが、その一部を引用する。

覚

此度御国郷村高帳公儀江御書出之儀ハ、前々と違、新田高等不相洩書出可申旨、公辺も再応御殿重御達御座候ニ付、田畑斗代、米地銀納場、稗田、四ヶ一米迄取調之上御高二相直、并別免高共前々御書上之村高江認加、其外新村御取建、開発いたし候新田高等不残取調、惣寄式拾八万四千七百四拾式石式斗之御高にて下た帳を以御勘定所江御問合に差出候処、内訳、新田明細ニ書上、其外天明後亡所ニ相成、高減候分も組入書上候様、御懸紙ヲ以御達御座候ニ付、御差図に随ひ、天明度之御帳村高江見合算当仕候得者、当時之御高外ニ九万石余之亡所高相崇、合して三拾七万石余ニ相成候、右者先年御届ニ相成候故、其後山崩、砂入、川欠等之亡所ニ相成候而も、当時ニ至高引落候儀不相成公儀御定之由、乍去過分之亡所ニ而有之所、起返方御不手入之様ニも相聞得候へ者、右亡所之内天明後は迄追々開発ニも相成候事故、其儘亡所高御書上ニ而者地面二重ニも相当候間、右之内減候仕向有之間敷哉之旨被仰付、評義之上、最寄御勘定方本田伝十郎江厚内証いたし、亡所高之内、隣村も起返、又者新村御取建、其外御高外ニ見取場、反高場、流作場等ニ起返候訳柄を以、亡所高九万石余之内ハ五万石余引落、残三万石余認加へ、総寄三拾壹万七千石余之高致度段、猶又御調懸岩田嶽三郎江内証相整候上、前書之趣御書付相添、本紙御差出ニ相成候処、

御落手相済、其後御見合済ニ而三月八日下帳御下ニ相成申候、尤見取場、高反場、流砂場之三口是迄御書上無御座候得共、右之訳柄を以今度初而御書上ニ相成申候、(中略)

右者古来も之御仕来と違、此度初而明細之取調方ニ付、後年御書上之節為見合、仕向相認置候、(以下略)

右の史料は、以下のようにまとめられる。

①今度の郷帳は、従来と異なり、新田高も残らず書き上げる様にとの公儀の御達があった。

②従って、田畑斗代から「別免高」までを以前書き上げる村高に加えた。

③その他に新村・新田高等を残らず調査し、総計二十八万四千七百四十二石二斗で下帳を幕府勘定所に提出したところ、新田の明細、及び天明以後亡所となり減高した分迄組入れ、書き上げる様差図があった。

④天明度の郷帳の村高と見合わせ算当すれば、現在の高以外に九万石余の亡所高が算出され、総高三十七万石余となる。――これを「A」高とする。

⑤天明郷帳は既に公儀へ届出済みなので、それ以後山崩、砂入、川欠等で亡所になった分を差し引かず書き上げなければならない。しかし、九万石余の亡所というのはあまりにも過分であり、不手入の様いきこえるであろう。また、この亡所分のうちで追々開発がなされているので、そのまま書き上げては二重となる。

⑥従って、幕府勘定方本田伝十郎と内々に談合し、天明以後の亡所分の内より、開発地、新村取立て、また見取場・高反場・流作場に起返したという名目で、五万石余を差引き、残り三万石余を亡所高として先の下

帳の高に加え、総高三十一万七千石余とした。→これを〔B〕高とする。
⑦尚、幕府御調掛岩田敏三郎とも内談し、体裁を整えた上、高を引落した理由を記した書付を添えて本紙を提出したところ受理され、下帳は返却された。

「古来⁶之御仕来と違、此度初而明細之取調方」とされるところから、幕府は、津輕藩に対し、天保郷帳によって、より実体に即した高の把握を指図したものと考えられる。⁶しかし、現実には、当初の指示通りには進展せず、例えば、総高の決定についても、種々の作爲が加えられている。

即ち、幕府の意向を受けて算出し直した〔A〕高は、次のように示される。

陸奥国 津輕郡一円
伊達郡之内

高三拾七万六千式百三拾九石八斗七升

八百四拾式ケ村

高拾万石

拝領高

高式拾壹万四千七百九拾六石九斗七升

寛文以前⁶

改出新田高

天保五年迄

内

高九万四千四百九拾七石六斗七升

山崩砂入川欠之内

高壹万石

津輕左近将監江藏米分知

高六万四千四百四拾式石九斗

天明八年⁶

天保五年迄

改出新田高⁸

しかし、〔A〕高に示された九万石余の亡所は、その後の幕府勘定役人との内談を経、開発地・新村取立・見取場等との名目で、計五万石余を引き落される。その見取場・高反場・流作場の高算出についても、「前々御定法有之候得共、左候而者反別過分ニ相成候故」、⁵特別に基準を定め、適宜な高を計上させている。同様に、幕府が要求した新田高の「明細」な書き上げについても、「御根帳ニ引合不申分者、大都見斗、年号御書上ニ相成候事」と、決して厳密に調査され書き上げられたものではない。

これらの操作の結果算当された〔B〕高、即ち、天保五年の郷帳に記載された高は、

陸奥国 津輕郡一円
伊達郡之内

高三拾壹万七千六百三拾三石八斗七升

八百四拾式ケ村

高拾万石

拝領高

高拾五万六千九拾石九斗七升

寛文以前⁶

改出新田高

天保五年迄

内

高三万式千八百九拾壹石六斗七升

山崩砂入川欠之分
 高老万石 津軽左近将監蔵米分知
 高六万四千四百四拾式石九斗

天明八年⁶ 改出新田高⁵⁵
 天保五年迄

以上のように、三十一万七千六百三十三石八斗七升となる。

また、今後の開発地については、「前書山崩・砂入・川欠之内に開発
 二相成新田高江相廻、今度之御本帳ニ相準、内訳、年号認入ニ相成候様、
 左候得者、追々亡所高相減可申と奉存候」と、開発場所の如何にかかわ
 らず、亡所高の内から、開発が成った新田分として差引くことを意図し
 ている。従って、当初の意図にもかかわらず、実体に則した高の把握は、
 やはり成しえなかったといえよう。

次に、同郷帳の作成基準についてみていこう。作成にあたっては、既
 にふれたように、「新田高等不相洩」、しかも、「村毎御書加之事」、
 及び改出高、除地、見取場等々の記載が求められた。その雛形を『高辻
 御書出ニ付見合書付留』によって示すと次のようになる。

(前略)

高何程 何百何拾何ヶ村
 高何程 拜領高
 内凶高有無 改出新田高
 高何程 右一村限内訳
 高何程 何国何郡 何村
 高何程 何ノ何年新田高

内 高何程 何ノ何年改出高
 高何程 何ノ何年改出高
 右新田、改高無之候得者、新田改出高無御座候、

(中略)

田 合計反別何程
 畑 内

田反別何程 何国何郡何村分
 畑反別何程

(以下略)

既ち、一村ごとに、村高、新田高、改出高、その開発・改出年が記さ
 れる。尚、見取場以下については、見取場と同様の書式をとり、その合
 計石高、一村ごとの同田畑の内訳、及び村名が記される。一方、実際の
 天保五年郷帳の記載は、以下のようになされている。

一、高六百九石四斗 陸奥国津軽郡 高野村
 高百五拾石 寛政五年改出新田高
 内高五拾六石壹斗 享和三年
 高五拾石壹斗 文化七年
 但、津軽郡一円ニ付、御他領并御朱印地、除地高、寺社領等
 無御座候、
 一、高五百八拾式石 薄市村
 高式百式拾石九斗寛政五年改出新田高
 内高百三拾石 享和三年

高八拾八石 文化七年改出新田高
高千六百貳拾石三斗 金木村

高七百三拾貳石 寛政五年改出新田高

内高五百八拾貳石 享和三年

高百貳拾石壹斗 文化七年

(中略)

一、高四百六拾七石壹斗 蓬田村

内九拾九石 砂入川欠

(中略)

一、高九百拾八石 駒越村

内四百四拾石七斗 砂入川欠

(中略)

一、高三百七拾壹石六斗四升 陸奥国伊達郡秋山村

但、御他領并御朱印地、除地高、寺社領等無御座候、⁵⁴

(以下略)

即ち、右に示したように、雛形に従った体裁で、国郡名・村高・村名・内訳(高・年号・その高の訳)が、書き上げられている。しかし、三庄の区別、及び本村・新田村の区別は全くなされておらず、一村毎に順次書き上げられているだけである。この点では、元禄郷帳に準じた形である。従って、拝領高十萬石が、どのような村々を元にして算出されたかは、全く不明である。

ところで、各村ごとに記載された新田高であるが、例えば①高野村(田舎庄)の場合、

寛政5・享和3・文化7年の改出新田高合計 256石2斗①
天保郷帳村高 609石4斗②

①-②=353石3斗

=宝永~天明郷帳高(高野村の場合)、寛文・享保郷帳高も含む)

と、三口の改出新田高の合計を天保五年郷帳の村高から引くと、宝永郷帳の村高と一致する。これは、他村についても同様である。従って、各年の改出新田高がどのように計算されているかは不明であるものの、天明五年郷帳の村高は、一貫して宝永郷帳の村高を基準として算出されていることが知られる。

また、天保五年郷帳の村名の記載順を追っていくと、宝永郷帳の書き上げ順と一致し、宝永八年時に組替えられた村名・及び高(高野村と同様の手続きによって算出された高)を、そのまま確認できる。⁵⁵従って、天保五年郷帳は、宝永郷帳によって確定された高及び村名を基準として書き上げられたもの、と結論づけられよう。

以上のことは、砂入・川欠によって減高されている村でも同様で、例えば、先の蓬田村の高四百六十七石一斗は、宝永郷帳に一致し、それから砂入・川欠分を引いた三百六十八石一斗が、天保五年時の郷帳書き上げの村高と理解することができよう。

ところで、天保五年の郷帳では、伊達郡秋山村が一緒に書き上げられていることが、注目される。雛形でも、村名の右肩に国郡を記すようにとの指示があり、また、総高の算出は秋山村を含めて行なわれている。

つまり、一ヶ村のみにせよ、国郡の枠をこえて書き上げられていることになる。この点に関しては、天保五年郷帳の基調との関連で検討されるべき問題であるので、ここでは指摘するにとどめ、今後の検討を待ちたい。

二、天保九年の郷帳

最後に、天保九年の朱印改時に提出された郷帳を検討しよう。

表1から、天保九年郷帳の各高、及び総村数は、天保五年郷帳に一致することが、確認できる。従って、ここでは、国絵図付属の郷帳と朱印改時のそれとの不一致という、宝永時のような問題は、発生していない。また、天保五年郷帳では判然としなかった本村・新田村の各村数が明記されている。

では、天保九年郷帳は、具体的にどのようなように記述されているのだろうか。

陸奥国津軽郡一円

- 一、高三百五拾三石三斗 高野村
- 一、高百五拾三石壹斗 薄市村
- 一、高百八拾六石貳斗 金木村

(中略)

- 一、高百六拾六石壹斗 小金崎村
- 一、高五百拾九石九斗九升 吹上村
- 但、百八拾六石四斗九升 薬師堂村⁵ 繰上石

小

九万九千六百貳拾八石三斗六升

村数三百八ヶ村

陸奥国伊達郡之内

- 一、高三百七拾壹石六斗 秋山村

都合 拾万石 都合貳郡 村数合三百九ヶ村

内

四千石 三千六百貳拾八石三斗六升 津軽郡之内
津軽左近将監

三百七拾壹石六斗四升 伊達郡之内

(中略)

外二

津軽郡

- 一、高四百五拾石三斗壹升 薬師堂村
- 一、高五百三拾貳石四斗 荒田村

(中略)

- 一、高六百六拾五石六斗 大坊村
- 一、高三百九拾四石三斗 石郷村

小

五万九百五拾五石八斗六升

村数貳百貳ヶ村

天明七未年御改以後之古村新田

- 一、高貳百五拾六石壹斗 高野村
- 一、高四百貳拾八石八斗 薄市村
- 一、高千四百三拾四石壹斗 金木村

(中略)

小以

ノ七万式千三百四拾三石四斗四升

村数式百五拾三ヶ村

右村々之儀者古村新田ニ付、村名重書ニ相成候由、小以式口ノ

村数ヲ差除申候、

天明七末年御改以後之新田

一、高千三百三拾九石壹斗

堅田村

一、高式拾三石

百田村

一、高四石式斗

常盤坂村

(中略)

小以

ノ六万千四百四拾式石九斗

小以

ノ拾三万三千七百六拾六石三斗四升
式口

村数ノ三百拾三ヶ村

小以

惣高

ノ式拾八万四千七百四拾式石式斗

外ニ

三万式千八百九拾壹石六斗七升

但、山崩・川欠・砂入之分引落高二御座候、

二口

ノ三拾壹万七千六百三拾三石八斗七升

以上

御名^⑤

以上のことから、まず指摘できるのは、古田分三百八ヶ村の各村高は、砂入・川欠によって減高されている村を除いて、全て宝永郷帳の高に一致するということである。^②同時にその村名は、宝永郷帳(天保五年郷帳)の記載順に記されており、最初の高野村から三百八番目の吹上村迄が、天保九年郷帳の古田分となっている。この三百八ヶ村に、伊達郡秋山村を加えた三百九ヶ村の合計高が、拝領高十萬石となる。合計高を十萬石に合致させるため、吹上村に薬師堂村の高の一部が加えられているが、他の減高されている村々についても、同じ意図を以て、高の操作が行なわれたであろうことが推測される。

次に「古村新田」分五万九百五十五石八斗六升として記されている二百二十ヶ村は、宝永郷帳の薬師堂村以下の、残り全ての村である。右と同様に、川欠・砂入分以外は、宝永郷帳の高を以て記されている。従って、古村分三百九ヶ村と古村新田二百二十ヶ村、合計五百二十九ヶ村は、宝永郷帳で確定され、その後に引き継がれた村数に一致する。故に、天保九年郷帳は、天保五年郷帳同様、宝永郷帳を基礎としており、五百二十九ヶ村分の村高及び村名は、宝永郷帳に準じた形で書き上げられている。また、天保九年郷帳に記されている「天明七年御改以後之古村新田」分は、天保五年郷帳において、各村の内訳で、改出年と共に記されていた新田高を、別に集計したものと確認できる。^③従って、宝永郷帳は、高直し後においても、踏襲されていたと、結論づけられる。

そして、天保九年郷帳には、従来、宝永郷帳の有していた機能が、受け継がれた。例えば、慶応二年の損毛高の届出は、表高十萬石と、新田高に減高分を加えた三十一万七千六百三十三石余を基準として行なわれている。即ち、天保九年郷帳以降は、同帳の数値が、津軽藩の領知高として機能していくのである。

おわりに

以上、正保と天保の各郷帳の分析を通じて得られた結論を、改めて以下にまとめよう。

- ①正保郷帳では、本村分の新田高を別に書き上げることによって、本村の総高が、津軽郡の拝領高四万五千石になるように操作がなされている。
- ②元禄郷帳では、正保郷帳を元とし、それに替地分の高の差を加えた形で、書き上げられている。また、正保郷帳で別に計上されていた新田高が、各村高に結ばれている。
- ③貞享郷帳は、寛文郷帳の末尾に寛文四年以降の新田分を加えて作成されたものである。この二郷帳と正保・元禄郷帳は、本高、新田高、各庄の村の構成の諸点で相違している。言いかえれば、国絵図付属の郷帳と、朱印改時の郷帳は、かかる相違点を有していたと理解できる。また、古村分の各村高は、原則として正保郷帳の高を踏襲した。
- ④宝永郷帳の作成にあたっては、国絵図付属の郷帳（元禄郷帳）と朱印改時の郷帳（貞享郷帳）との著しい相違が問題となるが、村の組替操作と元禄八年の飢饉を理由として、両帳の統一がなされる。組替分以外の

村については、村名、村高、記載順は、貞享郷帳に一致する。一方、組替分の村高は、元禄郷帳の高に一致する。

⑤宝永八年の郷帳は、津軽藩の領知高として確立・固定され、天明八年の郷帳までそのまま受け継がれる。また、天保の二郷帳においても、その数値が各村高の基礎とされた。

⑥各村の貞享検地高と各郷帳高とは、一致しない。一方、宝永郷帳の高は、損毛の届出や国役金賦課の基準として、機能した。

⑦高直し後の天保五年郷帳では、別免高を各村高に反映させようとしていること、新田高を明細に書き上げていること、他郡の村が一緒に書き上げられていること等、従来の国絵図付属の郷帳の枠をこえて、より実体に即した高の把握が試みられている。しかし、やはり現実の高を反映しえず、作為された数値にとどまった。

⑧天保の両郷帳の各村高は、宝永郷帳の村高を基準とし、それに新田分を加えること、もしくは、砂入・川欠分を減ずることによって、算出されている。

⑨天保九年郷帳の表高十萬石は、「繰上石」をすることによって算出されている。なお、同帳の高が、それ以降の領知高として機能した。従来実際の村高の反映、もしくは領内新検の途中経過を示すものとして位置づけられてきた津軽藩の正保・寛文・貞享の三郷帳の高（総高及び各村高）の作為性は、以上の分析によって明らかにしえたと考ええる。

最後に、『旧高旧領取調帳』記載の高を、表3の⑥に参考として掲げたことを附言しておく。

附記

小稿は、修論の副論文として、お茶の水女子大学の大口勇次郎先生に提出したものである。成稿にあたって御指導を頂いた大口先生、また御教示頂いた弘前大学の長谷川成一先生、及び先輩の大森映子氏に感謝すると共に、快く史料の閲覧を許可して下さった八木橋武実氏始め、お世話になった市立弘前図書館の方々に深く御礼を申し上げます。

註

(1) 正保・元禄・天保の三郷帳

(2) 例えば、秋澤繁「天正十九年豊臣政権による御前帳徴収について」(『論集中世の窓』所収)・同「豊臣政権下の大名石高について―長宗我部氏石高考―」(『海南史学』一二・一三合併号)、高木昭作「幕藩初期の国奉行制について」(『歴史学研究』四三一号)・同「幕藩初期の身分と国役」(『歴史学研究』七六年特集号)、三鬼清一郎「戦国・近世初期における国家と天皇」(『歴史評論』三二〇号)、藤木久志「織田・豊臣政権」(『日本の歴史』十五・小学館)、黒田日出男「江戸幕府国絵図・郷帳管見」(一)―慶長国絵図・郷帳について―(『歴史地理』九三―二二号)、木越隆三「加賀藩郷帳新田高について」(『日本海文化』七号)等。

そのうち高木氏は、郷帳(御前帳)に記された石高は、現実の在地の石高がいかに変動しようとも容易に変更されることはなく、諸大名に対する公役賦課も、その固定された石高が基準となり、また、後に御前帳の石高が、諸大名の格を決定する一要素となっ

ていったと、位置づけられている。(「幕藩初期の国奉行制について」前出)

(3) 同帳は、翌二十年に発せられた人掃令と同様に、朝鮮出兵に備えて作成・徴収されたもの、即ち「朝鮮出兵に備えての統一軍役賦課条件の整備、即ち諸国・諸大名領の石高制の掌握の完成」(秋澤・「天正十九年豊臣政権による御前帳徴収について」前出)を直接的目的として徴収されたもの、と位置づけられている。

また、秋澤氏によって、同帳の石高決定過程に政治的要因が介在していることが明らかにされている。例えば、長宗我部氏の「御前帳九万八千石」は、天正十三年の服属時に決定し、以後固定化した軍役量から逆算したものとされる。従って、同氏の領主帳たる無石高の長宗我部地検帳の地積との間には、著しい懸隔が存在することになる。これについて秋澤氏は、「諸大名領におけるこの様な御前帳の政治的作為性は、御前高のもつ政治的機能、即ち軍役量及び大名序列の基準と云う機能に基くものであり、御前帳が、領主・農民関係を直接的規制対象とする領主帳に対し、乖離性を有するのは、むしろ当然である」と、論じられている。(同氏・前掲二論文)

(4)・(5) 木越氏の論考は、その数少ない成果である。(前出)

(6) 『弘前市史』藩政編・一〇一頁。

(7)・(8) 『津軽史事典』(名著出版)一二三―四頁。

(9) 平賀・田舎・鼻和の三郡。尚、註14参照。

(10) 『弘前市史』藩政編・二五頁。

なお、津軽領の太閤検地については、天正十八年説と文禄元年説の両説がある。(国史研究会編『津軽史事典』二頁。)

- (11) 例えば、『津軽歴代記類』上(みちのく双書・第七集)五四〜五頁に次の記載がある。

慶長六年、上野国勢田郡大館に於て、大館(六百石)、安養寺(三百石)、赤塚(二百五十石)、村田(四百石)、下枝(二百石)、女塚(二百五十石)、以上六ヶ村合二千石也。是ハ美濃大垣城を攻めし戦功によりて、旧領の外、秣場に拝領せらる。(以下略)

- (12) 『津軽知行高之帳』正保式年十二月廿八日(弘前市、八木橋文庫所蔵)なお、以下の考察については、表1〜3を参照されたい。

- (13) 正保郷帳においては、鼻和郡と平賀郡のように「郡」が使用されている。平賀・鼻和・田舎の三郡は、陸奥国津軽郡内の行政区画である。その後、幕府の達しによって、正保以後の郷帳では「庄」表記に統一されている。(『陸奥国津軽領変地其外相改之候目録』元禄十四年辛巳年四月、八木橋文庫所蔵)

- (14) 表1参照。

- (15) 『会津家世実紀』巻六に次のような記載がある。「其二、其村之内書ニ、田方何程畑方何程と可書付旨、其三、其郷村ニはへ山有芝山有松山有、干損所水損所と有分を可書付旨」(正保三年八月二是月条)。従って、本文に示した津軽郡の正保郷帳との体裁上の類似が認められる。なお、正保・元禄の津軽郡の郷帳は、内閣文庫に現存しない。従って、本稿では、市立弘前図書館等の所蔵す

る藩政史料によって分析を進める。

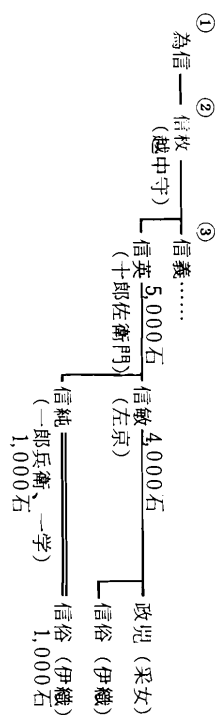
- (16) 『陸奥国津軽領郷帳』元禄十四年十一月(市立弘前図書館蔵、津軽古図書保存会)

- (17) 表1参照。

- (18) 表1、また表3のA・B欄を参照されたい。

- (19) 『陸奥国津軽領変地其外相改之候目録』(前出)

- (20) 左記の系図を参照されたい。なお、実際には左京に四千石、第一学に一千石が分知されている。



※①〜③は郷村を示す。

= は藩士家譜を示す。

(『津軽史事典』四三頁参照。)

- (21) 『御朱印御改ニ付御領知郷村帳覚書』宝永八年三月(市立弘前図書館蔵、津軽古図書保存会)

- (22) 代地秋山村の郷村高帳は以下の通り。

陸奥国伊達郡

- 一、高三百六拾八石五斗三升三合

秋山村

内四石三斗九升五合梯役、漆役、

雉子役二入

一、高三石九升壹合六夕 同所新田

外

一、竹林八畝三步

都合高千五百石之内

高合三百七拾壹石六斗四升四合九夕

(以下略)

(註21と同出典)

しかし、この秋山村は伊達郡内の村であるので、国・郡別に作成される元禄郷帳には記載されない。

(23) 『陸奥国津軽郡高辻村々牒』寛文四甲辰年閏五月七日(市立弘前

図書館蔵・津軽古図書保存会)

(24) 『陸奥国津軽郡郷村帳』貞享元年六月十五日(市立弘前図書館蔵・津軽古図書保存会)。その記載は以下の通り。なお、表1を参照されたい。

陸奥国津軽郡一円

田舎庄

一、高三百五拾三石三斗

一、同百五拾三石壹斗

(中略)

鼻和庄

一、高百貳拾七石壹斗

高野村

薄市村

村市村

一、同三百拾六石五斗 田代村

(中略)

平賀庄

一、高百三拾四石三斗

一、百七拾六石

(中略)

小以 四万五千石

上野国勢多郡之内

一、高六百石

一、高三百石

(中略)

高ノ式千石

都合四万七千石

村数合 百三拾九ヶ村

内

一、四千石

貳千五百石

千五百石

一、千石

五百石

五百石

以上

貞享元年六月十五日

碓ヶ関村

唐牛村

村数百三拾三ヶ村

新田庄 大館村

安養寺村

村数六ヶ村

都合 貳郡

津軽采女

津軽ノ内

上野ノ内

津軽伊織

津軽ノ内

上野ノ内

津軽越中守

土屋相模守殿
本多淡路守殿
外

津軽郡
田舎庄

- 一、高五百式拾五石八斗 島中村
- 一、同百式拾石 十二川原村

(中略)

鼻和庄

- 一、高百三拾石八斗 砂子瀬村
- 一、同百四拾石七斗 大秋村

(中略)

平賀庄

- 一、高六百四拾三石五斗 小懸村
- 一、同六百拾六石式斗 苦木村

(中略)

小以 拾万九千八百四拾九石八斗

上野国勢多郡

- 一、高四百七拾九石九斗 新田

高拾壹万三百式拾九石七斗

村数ノ式百八ヶ村

寛文四辰年御改以後之新田

田舎庄

- 一、高三百四石九斗 越水村
- 一、同三百九拾三石四斗 蒔田村

(中略)

鼻和庄

- 一、高百三拾壹石壹斗 糠平村
- 一、同式百五石式斗 前坂村

(中略)

平賀庄

- 一、高百九拾七石七斗 林子平村
- 一、同三百拾九石三斗 大袋村

(中略)

高八万六千九百七拾七石三斗六升

村数百八拾七ヶ村

新田惣高

拾九万七千三百七石六升

以上

六月十五日

津軽越中守

土屋相模守殿

本多淡路守殿

右で示した様に、貞享郷帳は、

1 津軽郡本村分(庄別に書上) | a

2 勢多郡同 | b

3 本村分総高 || a + b || 拝領高・表高

4 本村分の内、分知分

5 津軽郡新田村（庄別に書上） | c

6 勢多郡同 | d

7 新田村合計 | c + d | e

8 津軽郡寛文四年以後の新田村（庄別に書上） | f

9 新田村総高 | e + f

の順に記載されている。寛文郷帳、及び宝永以後の各郷帳についても、基本的には、同様の体裁をもって書き上げられている。

（但し、宝永郷帳以後は、三庄の区別は行なわれていない）

(25) 『陸奥国津軽郡郷村高辻帳』宝永八年三日（市立弘前図書館蔵・津軽古図書保存会）。表3の①参照。

(26) 註22を参照されたい。

(27) 目内沢田・飛内・小屋敷の三ヶ村。

寛文・貞享郷帳		宝永郷帳
田内沢田村: 149石	→	349石
飛内村: 223石	→	451石3斗5升
+ 小屋敷村: 214石	→	+ 414石
586石 = a		1,214石3斗5升 = b
b - a = 628石3斗5升		

（『黒石高辻郷村帳』市立弘前図書館蔵・津軽古図書保存会）

(28) 表1参照。

(29) ㄱ (36) 註21に同じ。

(37) 宝永郷帳と貞享郷帳の村の書き上げ順は一致している。従って、

村名が相違している村どうしが交換されたと判断できる。

(38) 註21に同じ。

(39) この組替操作については、可能性として、①国絵図付属郷帳の村名が、現実に変更されていた場合で、元の村名に戻した（即ち、

組替えられた村同士が同一の村である）場合、②組替えられた村

同士が、本村とその枝村（分村）である場合、が考えられよう。

しかし、①については、天保郷帳に組替えられた村の何れもが記されている（＝表4に書き上げられた全ての村が記されている）

ことから、組替えられた村は同一の村ではなく、別村であることが知られる。また②の場合、管見の限り、貞享検地帳以前の分村

関係が判明する史料は、見出すことができなかった。

一方、貞享検地帳が存在しているにもかかわらず、宝永郷帳に

記載されていない村が、照合の結果、四十七ヶ村確認できた。例

えば、三馬屋村（田舎庄・後潟組）がそうであるが、同村は、天

保五年郷帳に文政二年の改出新田として書き上げられるのが、郷

帳における初見である。他村についても同様に天保五年郷帳によ

って初めて書き上げられている。

以上のことは、津軽藩の特殊性と考えてよいのか、郷帳の意義とも関わる問題であるので、早急な結論は避け、今後の検討にゆ

だねたい。

(40) 註21に同じ。

(41) 例えば、宝暦五年の飢饉においては、以下のように行なわれている。

私領分陸奥国津軽郡従当夏雨天打続、冷氣相募、時節後れ、其上、八月中両度霜ニ而大抵宜田畑迄立枯相成、損毛之寛、一、高四万六千石之内損毛左の通

三万四千式百八拾石余

内田方三万式千五百拾石余

内式千六百式拾石余、分知津軽左京領分損毛

畑方式千百三拾石余

内百五拾石余 津軽左京領分損毛

外二

一、高拾九万六千三百五十三石五斗式升之内損毛左之通

拾六万千百三拾石余

右之通御座候間、御届申上候、以上

(宝暦五年)
九月十九日

御名

(『藩庁日記』宝暦五年十月六日条。市立弘前図書館蔵・津軽家文書。)

右のように、宝永郷帳によって確定された本高、新田高を基準として、そのうちの損毛高を各々算定し、届出ている。

(42) 一例として、文化五年の朝鮮信使来聘の際の史料を掲げる。

(前略)

一、高二拾四万式千三百五十三石五斗二升

但、御本高并御新田共郷村高辻御書上之表

此金二千四百式拾三兩式歩ト永三拾五文八分

但、百石ニ付苞両積、五ヶ年分

(以下略)

(43) 『藩庁日記』文化五年閏六月十四日の条。)

(44) 宝永郷帳以前の津軽領の基準石高が何れの郷帳の高によっていたのか、明確にできる史料は見出せなかった。

(45) 『陸奥津軽郡御検地水帳』貞享四年(市立弘前図書館蔵・津軽家文書) 市立弘前図書館には、合計九百十四冊の貞享検地帳が所蔵されている。貞享検地帳は、寛文十一年に着手された藩領全域にわたる検地の結果で、幕末に至るまで効力を有していたとされる。

(46) 『津軽史事典』一二四頁・前出) また黒石領(分知分)の検地帳(≡明暦検地帳。黒石市、鳴海静蔵氏所蔵)は、閲覧の機会を得ることができなかった。従って、表3の⑤欄は、その分を空けてある。

なお、『御郡中御検地高目録』(貞享三年、市立弘前図書館蔵・津軽古図書保存会)によると、貞享三年段階の「新検高」は、合わせて二十六万八千八百三十一石五斗六升四合、内、田舎庄十五万八千百十五石五斗二升五合、鼻和庄四万二千七百六十六石二斗七合、平賀庄六万九百四十九石八斗三升二合である。但し、この分には、広須新田等の三新田、及び山畑等は、含まれていない。

(47) 文化二年、表高四万六千石から七万石へ、同五年、七万石から十萬石へ、それぞれ旧領のままで名目のみの高直しを受けた。

(48) 『高辻御書出ニ付見合書付留』天保六乙未年二月(市立弘前図書館蔵・岩見文庫)

(49) 幕府の天保五年郷帳作成の意図が奈辺にあったかを明らかにする

のは、本稿の目的とするところではない。従ってここでは、問題をあくまでも津軽藩に限りて述べていく。ただ、藤田寛氏が、正保・元禄国絵図の作成の際は、国絵図の作成が主たる要件で、郷帳の作成がどちらかといえば付随的なものであったという点に対し、天保国絵図の場合は、まず郷帳の作成が先行している事実を明らかにしておられることを、指摘しておく。(同氏・「天保国絵図の作成過程について」東京大学史料編纂所報第一五号)

(48) 『陸奥国 津軽郡 郷村高帳』天保五甲午年十二月(市立弘前図書館蔵・津軽古図書保存会)

(49) 註46に同じ。

(50) 田方見取場一反歩に付き高一石、同反高場一反歩に付き高八斗、流砂場一反歩に付き高六斗、畑方は三口共平均一反歩に付き高三斗宛の基準で算出した。(註46に同じ。)

(51) 註46に同じ。後述のように、開発年を記すことが求められた。

(52) 註48に同じ。

(53) 註46に同じ。

(54) 註46に同じ。

(55) 改出新田高については、『高辻御書上ニ付見合書付留』は、次のように説明している。

此改出と申へ、たとへハ御国表ニ而地広新田高と同様ニ而、御竿延御引上地之事ニ御座候也、百石之地面、たとへハ田方三町ニ而候処、御改候得者延畝三反有之、三反を別ニ高入ニいたし、

三拾五石之外ニ納米有之候を改出高と唱申候、即ち、竿延のことを指していると考えられる。(『地方凡例録』上巻・九五頁)

(56) 註46に同じ。

(57) 註48に同じ。

(58) 宝永郷帳の古村分の記載順は、寛文・貞享郷帳に一致するので(表3-1)◎・①参照)これを除き、村の組替操作が行なわれた新田分についてみる。例えば、宝永郷帳は、以下のように記されている。

(一) 内は、寛文・貞享郷帳)

外

津軽郡

(五百二拾五石八斗)

高五百五拾二石九斗

(高申村) 下湯口村

高百貳拾石

十二川原村

高二百八拾石

(高申堂村) 沢田村

(以下略)

(註24・25と同出典)

一方、天保五年郷帳の記載は、

一、高五百五拾貳石九斗

下湯口村

一、高百貳拾三石貳斗

砂入川欠

一、高百貳拾石

十二川原村

内式斗

砂入川欠

一、式百八拾石

沢田村

内百六拾壹石八斗

砂入川欠

(以下略)

(註48と同出典)

となっており、宝永郷帳の記載順に一致する。

(59) 吹上村・薬師堂村は、天保五年郷帳では次のように記されている。

一、高千七拾六石八斗

吹上村

内高七百四拾三石三斗

砂入川欠

一、高千六百七拾壹石

薬師堂村

内千三拾四石式斗

砂入川欠

従って、砂入川欠分を引いた吹上村の高三百三十三石五斗に、薬師堂村の同高六百三十六石八斗の内、百八十六石四斗九升が加えられている。

(60) 『陸奥国之内領知郷村高辻帳』天保九戊戌年十二月(市立弘前図書館蔵・津軽古図書保存会)

(61) ・(62) 表3参照

(63) 前節の高野村以下の例を参照されたい。

(64) 一、高拾万石之内損毛左之通

七万七百四拾三石三斗八升六合

内

田方 六万四百三拾五石式斗壹升壹合

同 千六百六拾八石五斗壹升式合

分知津軽式部少輔領分損毛

(中略)

外二

一、高式拾壹万七千六百三拾三石八斗七升之内損毛左之通

拾七万千六百六拾式石五斗

右之通御座候、以上

十一月

(慶応二年)

(『田畑損毛公儀御訴申上候留帳』文政十三庚寅年より、市立弘

前図書館蔵・津軽古図書保存会)

(65) 木村礎校訂。近藤出版社。

(お茶の水女子大学大学院生)

表1 津軽藩各郷帳の一覧

	本 郷				新 田				合 計	
	国 郡 名	高 (石)	本高合計(石)	村 数	新 田 明 細	各新田高(石)	新田高合計(石)	新田村数合計	総 高 (石)	総 村 数
正保2(1645)年国絵図付属の郷帳	陸奥国津軽郡一円	45,000	45,000	134			57,648.8 ^h ■注①	200	102,468.8 ^h	336
寛文4(1664)年朱印改時の郷帳	陸奥国津軽郡一円 ■注② 上野国勢多郡の内	45,000 2,000	47,000	139	津軽郡新田 ■注③ 勢多郡新田	109,849.8 ^h 479.9	110,329.7	208	157,329.7	347
貞享元(1684)年朱印改時の郷帳	陸奥国津軽郡一円 上野国勢多郡の内	45,000 2,000	47,000	139	津軽郡新田 勢多郡新田 寛文4年御改以後の 新田	109,849.8 479.9 86,977.36 ^h	197,307.06 ^h	395	244,307.06 ^h	534
元禄14(1701)年国絵図付属									103,095.15	336
宝永8(1711)年朱印改	陸奥国津軽郡一円 ■注④ 陸奥国伊達郡の内	45,628.36 ^h 371.64	46,000	134	津軽郡新田 寛文4年御改以後の 新田	109,867.51 86,486.01	196,353.52	395	242,353.62	529
享保2(1717)年朱印改	陸奥国津軽郡一円 陸奥国伊達郡の内	45,628.36 371.64	46,000	134	津軽郡新田 寛文4年御改以後の 新田	109,867.51 86,486.01	196,353.52	395	242,353.62	529
延享2(1745)年朱印改	陸奥国津軽郡一円 陸奥国伊達郡の内	45,628.36 371.64	46,000	134	津軽郡新田 寛文4年御改以後の 新田	109,867.51 86,486.01	196,353.52	395	242,353.62	529
宝暦10(1760)年朱印改	陸奥国津軽郡一円 陸奥国伊達郡の内	45,628.36 371.64	46,000	134	津軽郡新田 寛文4年御改以後の 新田	109,867.51 86,486.01	196,353.52	395	242,353.62	529
天明7(1787)年朱印改	陸奥国津軽郡一円 陸奥国伊達郡の内	45,628.36 371.64	46,000	134	津軽郡新田 寛文4年御改以後の 新田	109,867.51 86,486.01	196,353.52	395	242,353.62	529
天保5(1834)年国絵図付属					寛文以前～天明7の 改出新田高 天明8～天保5の 改出新田高	156,190.97 61,442.9	217,633.87		317,633.87	842
天保(1838)年朱印改	陸奥国津軽郡一円 陸奥国伊達郡の内	99,628.36 371.64	100,000	309	古村新田 天明7御改以後の 古村新田 天明7御改以後の 新田 外、山崩・川欠・ 砂入分	50,955.86 72,343.44 61,442.9 32,891.67	217,633.87	533	317,633.87	842

※ 注①本村の内の新田高15,460石2斗6升を含む
 ②上野国勢多郡内の大館・安養寺・赤塚・村田・下枝・女塚の6ヶ村
 ③上記6ヶ村の新田分の合計石高
 ④伊達郡秋山村一ヶ村

『津軽知行高之帳』正保2年(弘前市、八木橋文庫所蔵)
 『陸奥国津軽郡郷村一冊』元禄14年(市立弘前図書館蔵、津軽古図書保存会)
 『陸奥国津軽郡高辻村々帳』寛文4年(同上)
 『陸奥国津軽郡郷村帳』貞享元年(同上)
 『正保式年、天保九年迄郷村高辻帳御書出一件留』(同上)等によって作成

表2 正保郷帳と元禄郷帳の比較

	正 保 郷 帳	元 禄 郷 帳	備 考
田舎庄古田	11,376.5 ^{石斗升} 7 ^升 (38ヶ村)	18,420.6 ^{石斗升} 5 ^升 (左同)	
鼻和庄古田	14,358.3 ^{石斗升} 7 ^升 (54ヶ村)	22,875.8 ^{石斗升} 6 ^升 (")	
平賀庄古田	19,265.0 ^{石斗升} 6 ^升 (42ヶ村)	19,265.0 ^{石斗升} 6 ^升 (")	
田舎庄新田	18,401.7 ^{石斗升} (120ヶ村)	18,872.9 ^{石斗升} 7 ^升 (")	
鼻和庄新田	7,972.8 ^{石斗升} 9 ^升 (49ヶ村)	7,972.8 ^{石斗升} 9 ^升 (")	
平賀庄新田	15,633.9 ^{石斗升} 4 ^升 (33ヶ村)	15,633.9 ^{石斗升} 4 ^升 (")	
本村之内新田	15,460.2 ^{石斗升} 6 ^升	—	
合 計	102,468.3 ^{石斗升} (336ヶ村)	103,097.1 ^{石斗升} 5 ^升 (")	

『津軽知行高之帳』正保2年(前出)

『陸奥国津軽郡郷村一冊』元禄14年(同上)によって作成

村名	①正保2年国絵図付属 456.7 ¹⁵	②元禄4年国絵図付属 768.4 ¹⁵	③寛文4・貞享元年米印改 556.7 ¹⁵	④宝永8年米印改 456.7	⑤享享4年御勘帳 275.8 ¹⁴	⑥天保5年国絵図付属 304.6 ¹⁵	⑦旧高田領御勘帳 326.7 ¹⁵	備考
一町田村	456.7 ¹⁵	768.4 ¹⁵	556.7 ¹⁵	456.7	275.8 ¹⁴	304.6 ¹⁵	326.7 ¹⁵	
駒鞍村	918.06	1,476.24	918	918	459.601	477.3	590.777	
熊島村	551.34	864.55	541.3	551.3	275.84	702	706.883	
高屋村	612.06	934.19	600	600	766.181	721.3	744.529	
八幡村	485.11	780.05	485.1	485.1	702.338	707.2	722.604	
新岡村	398.26	640.4	398.2	398.2	523.527	575.8	588.785	
知教村	372.98	599.75	—	599.75	1,366.403	578	343.322	寛・貞=記載なし
鼻和村	249.94	401.9	249.9	249.9	563.601	551.7	688.362	
野面村	382.05	614.33	382	382	577.16	503.7	610.801	
11 鼻野頭村	138.52	212.74	138.5	138.5	101.821	102.5	107.210	
20 町野頭村	408.34	666.61	408.3	408.3	628.932	110.6	720.841	
21 中崎村	212.42	371.57	212.4	212.4	793.872	778.2	7	
22 中崎村	490.06	788.34	490	490	1,102.773	816.7	864.830	
23 根須村	229.52	369.06	229.5	229.5	319.036	393.2	428.414	
24 宮館村	393.93	633.43	393.9	393.9	464.924	470.6	530.250	
25 中野所村	502.65	858.26	502.6	502.6	1,117.389	1,309	1,368.774	
26 高初村	324.18	521.28	(註) 324.1	(註) 324.1	696.584	711.7	798.603	
27 因沢村	479.2	770.55	479.2	479.2	903.011	898.1	980.507	
28 榎平村	74.36	143.57	74.3	74.3	705.923	823	881.353	
29 小友村	38.32	61.61	38.3	38.3	158.229	159.4	200.830	
30 土屋沢内村	189.74	305.1	189.7	189.7	242.789	274.1	333.901	
31 土屋内村	271.79	437.03	(註) 458.1	(註) 458.1	472.215	486.5	485.005	
32 藤澤田村	5.08	6.16	56.9	56.9	34.232	36	64.998	
33 十三村	51.98	83.61	—	—	181.934	229.1	236.289	貞・宝=鼻和庄・寛文4年以後の新田(高129.1),
34 小泊村	226.16	363.66	(註) 234.1	(註) 234.1	424.568	415.5	472.483	寛・貞=記載なし, 宝=津縣郡寛文4年以後(高12.66)
35 相馬村	8	12.86	—	—	66.12	79.8	202.586	同上
36 相内村	15	24.12	—	—	45.464	50.3	57.615	同上(24.12)
37 藤沢村	270.27	273.8	270.3	270.3	355.763	401.5	430.345	
38 越沢村	85.13	136.88	—	—	108.116	193.4	160.387	貞・宝=鼻和庄・寛文4年以後の新田(高193.4)
39 水木在敷村	28.45	56.55	—	—	184.175	534.3	825.005	同上(高614.3)
40 前戸村	325.61	493.58	354.5	354.5	112.17	110.2	134.097	
41 跨沢村	443.68	704.62	443.6	443.6	870.174	721	758.732	
42 中石村	206.77	332.48	206.7	206.7	480.549	514.8	617.758	
43 赤石村	350.95	594.32	350.9	350.9	543.226	486.5	577.001	
44 姥里村								

	村名	㊦正保2年国絵図付属	㊧元禄14年国絵図付属	㊨寛文4・貞享元年朱印改	㊩宝永8年朱印改	㊪貞享4年検地帳	㊫天保5年国絵図付属	㊬旧高田領取調帳	備考
45	西ノ原 村	293 ⁴¹ .5 ¹⁴	472 ⁴¹ .0 ¹⁴	293 ⁴¹ .5 ⁺	293 ⁴¹ .5 ⁺	467 ⁴¹ .8 ⁸¹	413 ⁴¹ .9 ⁺	520 ⁴¹ .3 ³⁷	
46	金井沢 村	160.07	257.77	160	160	56.584	△ 63.2	71.978	
47	田野沢 村	7.3	11.73	—	—	28.174	46.6	47.273	貞・宝=鼻和庄・寛文4年以後の新田(高46.6)
48	風合瀬 村	164.99	265.3	164.9	164.9	228.021	228.1	248.425	
49	轟木 村	86.64	139.31	86.6	86.6	145.935	146.1	198.107	
50	遠良瀬 村	145.1	233.32	145.1	145.1	159.271	△ 114	225.871	
51	広戸 村	103.73	166.79	103.7	103.7	113.671	131.7	141.882	
52	深浦 村	391.98	630.3	391.9	391.9	403.059	420.6	539.993	
53	岩崎 村	32.24	222.24	345.2	345.2	479.843	△ 268.2	551.718	
54	森山村	23.03	37.06	—	—	46.745	77.7	50.254	同上(高77.7)
1'	五所 村	—	—	119.1	119.1	248.302	277.6	297.136	正・元=鼻和庄新田(高119.18)
2'	植田 村	—	—	372.9	372.9	331.059	△ 220.5	230.467	" =記載なし
	小計	14,358 ⁶¹ .3 ⁴⁷	22,875 ⁶¹ .8 ⁴⁸	14,642 ⁴¹ .1	14,642 ⁴¹ .1				
		54ヶ村	54ヶ村	87ヶ村	47ヶ村				
1	碓間 村	134 ⁶¹ .3 ⁴⁷	134 ⁶¹ .3 ⁴⁷	134 ⁴¹ .3 ⁺	134 ⁴¹ .3 ⁺	156.307	556 ⁴¹ .3 ⁺	807.493	平賀庄古田
2	唐午 村	176	176	176	176	402.645	358	484.579	
3	長峯 村	116.8	116.8	116.8	116.8	682.081	746.8	837.182	
4	蔵館 村	201.89	201.89	201.8	201.8	384.674	375.6	406.473	
5	太鷲 村	200.6	200.6	200.6	200.6	236.948	247.7	295.018	
6	八幡館 村	141.23	141.23	141.2	141.2	514.689	527.3	558.465	
7	虹貝 村	126.09	126.09	126	126	550.411	512.9	313.671	
8	三目内 村	381.25	381.25	381.2	381.2	550.411	512.9	582.608	
9	森山村	136	136	136	136	374.252	241.9	397.024	
10	石川 村	505.5	505.5	505.5	505.5	1,318.426	1,333.2	1,424.545	
11	岩館 村	303.3	303.3	303.3	303.3	596.007	591.1	647.268	
12	乳井 村	750.5	750.5	750.5	750.5	937.839	947.2	953.563	
13	原田 村	425.4	425.4	445.4	445.4	838.255	839.3	843.012	
14	高島 村	234.1	234.1	234.1	234.1	377.207	385.8	395.765	
15	館田 村	1,399.96	1,399.96	1,009.9	1,009.9	1,179.527	1,178.8	1,230.155	
16	沖館 村	610.03	610.03	610	610	800.288	863	874.777	
17	新館 村	135.26	135.26	135.2	135.2	555.783	572.3	586.048	

表3：古田分の村高及び村名の変遷

村名	⑧出保2年国誌区付属	⑨元禄4年国誌区付属	⑩元禄4年国誌区付属	⑪享保8年未印改	⑫享保8年未印改	⑬享保8年未印改	⑭天保5年国誌区付属	⑮天保5年国誌区付属	⑯天保5年国誌区付属	⑰備考
1 田舎館村	799.25	1,192.81	799.2	799.2	799.2	807.3	827	841.24	田舎庄古田	
2 重柳村	277.9	436.86	—	—	470.587	470.587	578.3	508.893	注④内、元=田舎庄、元寛4年以後の古田分、(高778134)	
3 高杉通村	203	326.42	203	203	534.508	534.508	536.2	613.519		
4 黒石村	1,119.48	2,028.76	252.6	252.6	?	?	252.6	1,319.915		
5 目内沢田村	171.76	383.34	149	349	?	?	349	1,000.000		
6 唐館村	110.32	177.42	—	—	665.929	665.929	686.8	770.722	同上(高726.8)	
7 竹島村	214.14	294.33	214.1	214.1	585.65	585.65	615.5	658.486		
8 本郷村	224.35	380.75	234.6	234.6	631.942	631.942	671.8	761.480		
9 吉内村	184.4	298.51	184.4	184.4	340.699	340.699	388.7	396.194		
10 波内村	1,445.4	2,324.2	1,045.4	1,045.4	2,055.636	1,947.1	1,947.1	1,63.404		
11 高屋敷村	252.9	396.66	252.7	252.7	622.73	583.7	583.7	668.491		
12 大紋廻村	140.86	236.5	—	—	316.794	236.5	236.5	356.636	寛・貞=乱載なし、宝=津縣郡新田(236.5)	
13 油川村	314.77	506.15	314.7	314.7	1,128.593	1,068.5	1,068.5	1,188.220		
14 新渡村	391.18	629.01	391.1	391.1	1,439.478	1,189	1,189	1,615.897		
15 田沢村	310.36	509.5	310.3	310.3	619.658	623.4	623.4	734.869		
16 須戸子村	214.5	349.19	214	214	426.346	370.3	370.3	476.255		
17 蓬田村	467.79	726.2	467.1	467.1	589.971	368.1	368.1	694.783		
18 野田村	10.1	16.24	10.1	10.1	106.543	147.8	147.8	176.843		
19 堤村	36.98	59.46	36.9	36.9	854.584	639	639	705.658		
20 柳沢村	132.91	218.72	132.9	132.9	1,366.403	399.75	399.75	1,515.471		
21 荒川村	251.96	405.15	351.9	351.9	1,503.433	1,442.5	1,442.5	1,549.986		
22 尾列村	210.75	338.88	210.7	210.7	423.315	378.5	378.5	451.521		
23 浅虫村	18.75	30.47	18.7	18.7	87.573	136.1	136.1	150.260		
24 藤沢村	196.32	315.18	—	—	?	369.5	369.5	343.445	寛・貞・宝=田舎庄・新田(高389.5)	
25 小湊村	518.15	833.18	510	510	?	510	510	817.057	同上(高566.8)	
26 清水川村	36.85	59.25	—	—	?	?	?	46.926		
27 瀬崎村	917.2	1,474.74	917.2	917.2	2,501.482	1,022.1	1,022.1	2,903.726		
28 女沢村	669.83	1,127.08	669.8	669.8	1,248.088	1,230.6	1,230.6	1,277.705		
29 俵下村	120.	192.91	120	120	728.635	714.2	714.2	741.674		
30 飯村	35.	56.28	—	—	228.849	642	642	237.514	同上(高42.0)	
31 原子村	211.02	349.32	211	211	910.436	801.8	801.8	1,077.633		
32 神山村	197.18	317.06	197.1	197.1	111.304	52.1	52.1	770.720		
33 金山村	260.34	418.62	160.3	160.3	878.205	876.3	876.3	914.575		
34 志多市村	256.6	412.61	156.6	156.6	414.334	562.3	562.3	643.182		

村名	④正保元年国絵図付属	⑤元禄14年国絵図付属	⑥寛文4・貞享元年朱印改	⑦宝永6年朱印改	⑧貞享4年繪地帳	⑨天保5年国絵図付属	⑩天明田領取價帳	⑪備考
35 金木 村	186.2	237.4	186.2	186.2	195.8	162.3	237.5	
36 尾辺地 村	5.28	8.8	—	—	505.844	543.5	587.537	寛・貞・宝=田倉住新田 (高331.3)
37 蘆中 村	147.91	237.83	153.1	153.1	300.086	582	673.4	
38 野木 村	37.13	59.97	—	—	1026.149	223.3	220.308	同上 (高253.3)
1 高野 村	—	—	353.3	353.3	618.287	609.4	787.127	正・元=田倉住新田 (高23.17)
2 吉野 村	—	—	168.2	168.2	832.587	870.6	1026.292	同上 (高168.22)
3 秋 村	—	—	241.1	241.1	976.336	657.5	930.031	(高正保=53.37 高元禄=54.48)
4 木俣 村	—	—	236.8	236.8	871.323	677.7	881.622	" (高236.8)
5 川辺 村	—	—	592.1	592.1	751.6	846.101	657.220	" (高557.11)
6 野内 村	—	—	231.3	231.3	805.475	611.8	184.282	" (高231.3)
7 野内 村	—	—	220.2	220.2	140.127	145.3	378.499	" (高96.63)
8 野内 村	—	—	223	223	?	451.36	314.818	" (高正保=391.5 高元禄=364.74)
9 小原敷 村	—	—	214	214	?	414	181.100	正・元=記帳なし
10 久吸木 村	—	—	456	456	?	456	同上	
11 山形 村	—	—	486	486	?	486	18016.029	正・元=平賀庄古田 (高122.0)
12 理澤 村	—	—	167	167	?	167	34741.187.824	正・元=" 新田 (高179.0)
13 茂理 村	—	—	114	114	?	114	151.362	正・元=田倉住 " (高41.92)
14 山口 村	—	—	286.4	286.4	?	286.4	392.442	同上 (高260.17)
15 童子 村	—	—	142	142	?	142	320.174.28	" (高83.98)
計	11,376.57	18,420.65	13,206.5	13,834.85	45.7村	45.7村	187.586	備初庄古田
1 村中 村	127.17	264.48	127.1	127.1	117.644	196.6	497.563	
2 田代 村	316.56	509.02	316.5	316.5	438.984	500.7	423.273	
3 中畑 村	360.73	487.56	300.7	300.7	581.587	105.4	344.507	
4 好麻 村	200.24	321.98	200.2	200.2	291.539	325.6	854.439	
5 国吉 村	301.54	484.87	301.5	301.5	934.983	743	424.863	
6 百沢 村	325.89	524.03	333.7	333.7	328.494	382.4	221.937	
7 新浜 村	9.82	18.98	—	—	166.222	186.7	453.222	
8 宮地 村	403.93	619.51	403.1	403.1	632.408	445.6	383.835	
9 五代 村	228.63	331.63	228.6	228.6	327.887	341.5	827.636	
10 栗平 村	348.94	552.7	389.9	389.9	781.504	972.1		寛・貞=記帳なし、宝=津能御置文4年以後(18.73)

村	名	④正保2年国郡町村属	⑤元禄4年国郡町村属	⑥寛文5年元禄年印改	⑦元禄8年未田改	⑧貞享4年検地帳	⑨大保5年国郡町村属	⑩山崎百韻取調帳	備考
18	野井村	220.7	220.7	220.7	220.7	1,306.624	1,328.1	1,328.1	
19	大栗寺村	1,860.71	1,860.71	1,060.2	1,060.2	1,272.019	1,295.5	1,321.786	
20	新屋村	834.5	834.5	834.5	834.5	1,275.183	1,302.6	1,381.795	
21	尾崎村	1,137.15	1,137.15	737.1	737.1	1,612.37	1,557.7	1,660.165	
22	瓜崎村	230.19	230.19	230.1	230.1	435.538	381	463.582	元禄8年 103.18 / 元禄9年 181.826
23	人形村	122	122	—	—	141.277	486	—	
24	青蓮石村	1,319.4	1,319.4	1,000.4	1,000.4	1,959.717	2,390.5	2,190.390	
25	風置村	943.66	943.66	842.6	842.6	1,822.124	1,536.8	1,627.507	
26	月見村	140.53	140.53	140.5	140.5	338.465	375.1	403.473	
27	藤田村	364.19	364.19	364.1	364.1	503.05	506.2	507.140	
28	塚越村	611.1	611.1	611.1	611.1	201.975	1,343.1	1,476.695	
29	門外村	361.72	361.72	361.7	361.7	648.178	654.7	705.933	
30	福村	379.71	379.71	379.7	379.7	881.979	759.2	819.434	
31	兎岡村	460.21	460.21	460.2	460.2	886.421	863.8	918.295	
32	撫子村	298.83	298.83	298.8	298.8	521.036	530.8	611.960	
33	知能村	1,235.81	1,235.81	235.8	235.8	714.322	785.8	1,061.683	
34	在比内村	164.4	164.4	164.4	164.4	1,228.763	668.6	757.914	
35	取上村	413.1	413.1	413.1	413.1	996.8	471.5	1,051.471	
36	清水森村	410.68	410.68	410.6	410.6	781.523	746.9	922.471	
37	大栗山村	409.2	409.2	409.2	409.2	885.879	892.7	996.657	
38	小栗山村	436.57	436.57	436.5	436.5	439.074	486.5	519.166	
39	大知沢村	159.01	159.01	159	159	251.541	114	318.600	
40	小沢村	230.5	230.5	230.5	230.5	627.022	121.7	782.667	
41	坂本村	31.06	31.06	31	31	117.273	121.7	123.975	
42	湯口村	511.85	511.85	511.8	511.8	400.629	421.8	456.742	
	計	19,264.06	19,264.06	17,151.4	17,151.4	41,474	41,474	41,474	

※ ① () 内は、村名の変更を示す

② ? は、分知(黒石田)の村で、検地帳を閲覧できなかったもの

③ △ は、砂川、川久で減高された村

④ 例えば、「貞・宝=田舎住、寛文4年以後の新田」は、貞享・元禄年印改では当該村が田舎住の

寛文4年以後の新田として、書き記されていることを示す。以下もこれに類同し、「寛」は寛文印改、

「正」は正保印改、「元」は元禄印改のこと。() 内は村高を示す。

⑤ 本文注記で示した、分知高の変更の結果、3ヶ村の高が変化した。

「陸奥国津軽郡都立郡高辻郷、宝永8年(市立弘前圖書館蔵、津軽古田藩保存会)

「伊豆郡之内、郷村高帳」大保5年(同上)

「陸奥国津軽郡水郷、(市立弘前圖書館蔵、津軽家文書)

「津軽知行高之帳」正保2年(前出)

「陸奥国津軽郡都立郡一冊」元禄14年(前出)

「高辻村々帳」寛文4年(前出)

「郷村帳」貞享5年(前出)によって作成

表4 宝永郷帳における村の組替（貞享・元禄郷帳との比較）

	貞 享 郷 帳			宝 永 郷 帳		
	村 名	高 (石)	庄・組名	村 名	高 (石)	庄・組名
1	島中村	525.8 ^{五斗}	A-田中組	下湯口村	552.9 ^{五斗}	C-和徳
2	諏訪堂村	273.4	A- "	沢田村	280	B-駒越
3	八幡林村	52	A-横内	大袋村	51.5	C-儀策
4	大別内村	108.2	A-浦町	下田沢村	104.92	D
5	磯作村	135.7	B-赤石	中泉村	137.71	A-柏木
6	平田森村	233.7	C-大光寺	沖館村	220.28	A-浦町
7	大清水村	237.3	C-張越	大畝池村	236.5	A-浪岡
8	郷山前村	178.3	A-増館	下俣升村	162.35	A-常盤
9	福館村	78.7	A- "	畑鼻村	35	A-飯詰
10	堤館村	78.7	A-飯沼	下倉崎村	68.85	A-金木
11	境松村	538.3	A-田舎館	小屋敷村	514.48	D
12	張切村	98.4	A-田舎館	—	—	—
13	板木沢村	56.7	A-猿嶺	中宇田村	57.6	D
14	八重館村	417.7	A-油川	浜横沢村	412	B-赤石
15	柴橋村	39.7	A-浦町	根井村	12.25	A-横内
16	沢山村	15.4	A-横内	根小屋沢村	14.44	A- "
17	久置坂村	34.8	A- "	横碓村	23.93	B-赤石
18	入内村	66.2	A-浦町	脇元村	30.23	A-金木
19	海老沼村	10.2	A-横内	狩場沢村	5	D
20	豊田崎村	15.1	A- "	荒内村	15.2	D
21	大沢沢村	27.2	A- "	口広沢村	29.25	D
22	大柳辺村	16.7	A-浦町	塚植村	4.4	D
23	宮袋村	46.2	A- "	平川村	43.39	D
24	貝久保村	21	A-横内	小林村	21.3	D
25	石田坂村	83.9	A-飯詰	輝田村	13	A-金木新田
26	川山村	46.9	A-広田	田中村	37.17	D
27	太刀打村	59.7	A-飯詰	相内太田村	56.23	A-金木
28	湊川村	256	A-広田	首蒲川村	260	A-赤田
29	石岡村	220.3	A- "	葉師堂村	223	B-高杉
30	朝日沢村	167.2	A-飯詰	下新里村	153.45	A-飯詰
31	宮内村	565.9	A-赤田	細越村	519.75	B-高杉
32	中島村	607.8	A-常盤	高田村	614.17	A-浦町
33	境村	67.2	A-赤田	野木村	56.97	A-広塚
34	強巻村	126.9	A- "	向外瀬村	122.35	C-和徳
35	大巻村	105.2	A- "	下目内村	105.75	D
36	糠坪村	131.1	B-高杉	葛原村	143.55	B-駒越
37	笠館村	72.1	B-藤代	中柏木村	4.12	A-金木
38	小屋敷村	38.4	B-赤石	大童子村	23.74	B-赤石
39	島町村	434.4	B-藤代	南塚田村	437.03	B- "
40	山崎村	101.6	B-赤石	大助村	102.16	B-駒越
41	妙堂崎村	116.4	B-藤代	湊原村	112.78	B-赤石
42	唐皮村	26.6	A-金木	八幡村	9.65	A-金木新田
43	松代村	88.2	B-藤代	坂市子村	85.13	B-駒越

	貞 享 郷 帳			宝 永 郷 帳		
	村 名	高 (石)	庄・組名	村 名	高 (石)	庄・組名
44	白 沢 村	63.3 ⁴	B-駒越	中 野 村	63.1 ⁴ 5 ⁴	A-浪岡
45	境 市 村	59.7	B- "	下 十 川 村	54.06	A-増鏡
46	—	—	—	上 十 川 村	50.6	A-浪岡
47	館 村	94.8	B-赤石	一ノ森村	92.1	B-赤石
48	大 籠 村	74.8	B- "	新 汲 師 村	18.2	B-駒越
49	正 道 尻 村	51.2	B- "	下 石 川 村	51.25	A-飯沼
50	小 福 浦 村	2.66	B- "	舊 槌 村	4.5	A-木造新田
51	片 屋 敷 村	30.5	B- "	藤 沢 村	24.12	B-駒越
52	別 所 村	27.5	B- "	(相内) 藍 内 村	12.86	B- "
53	中 下 村	24.3	B- "	中 野 村	23.8	B- "
54	高 質 野 村	185.6	C-核算	北 彦 田 村	186.4	B-駒越
55	島 田 村	67.2	C-大野	下 中 野 村	67.64	A-広瀬

*①表中のA、B、C、Dはそれぞれ

A=田舎庄、B=鼻和庄、C=平賀庄、D=黒石領(分知分)を示す。例えば、「A-田舎館」は、田舎庄田舎館組所属の村であることを意味する。尚、庄・組とも、津軽藩の地方行政区域である。

「陸奥国津軽郡郷村帳」貞享元年(前出)

「 " " 郷村高辻帳」宝永8年(")
| によって作成

表5 貞享検地帳記載村高を100とした時の各郷帳の村高の指数

表3 の番号	村 名	貞享検地帳	元 禄 郷 帳	宝 永 郷 帳	天保5年郷帳
1	村 市 村	100	221.06	106.23	141.75
2	田 代 村	100	115.95	72.10	114.06
3	中 畑 村	100	84.18	51.70	18.12
5	国 吉 村	100	65.97	41.02	101.09
8	宮 地 村	100	97.96	63.87	71.93

*但、小数第3位を四捨五入した